

WASEDA Club 2000 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、所沢市総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という）の会員あるいは関係者のうち、各種大会等で優秀な成績を収めた者及びクラブの発展に寄与し、顕著な功労のあった者に対し、賞（以下「クラブ賞」という）を贈り、顕彰することを目的とする。

(クラブ賞の部門)

第2条 クラブ賞の部門は、次のとおりとする。

- (1) 優秀選手賞
- (2) 優秀団体賞
- (3) クラブ功労賞

(選考基準)

第3条 クラブ賞の選考基準は、次のとおりとする。

2 優秀選手賞、優秀団体賞は、次の各号のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体とする。

- (1) 県大会以上において個人第3位までの入賞者、又はこれに準ずる者
- (2) 県大会以上において団体第3位までの入賞団体、又はこれに準ずる団体
- 3 優秀選手賞及び優秀団体賞の該当者以外で、特に優秀な技量を發揮し、他のクラブ会員の模範と認められる個人又は団体に対して、特別表彰を行うことができるものとする。
- 4 クラブ功労賞は、クラブの発展に10年以上貢献し、次の各号のいずれかに該当し、未だ表彰を受けていない者とする。
 - (1) クラブ及び各種目別サークルの発展に努力した者
 - (2) 指導者として他の模範である者
 - (3) その他、クラブの発展に顕著な功労があった個人又は団体

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者の推薦については、クラブ会員である推薦者が、推薦書（書式は任意）によって推薦するものとする。

2 被表彰者の推薦に係わる大会は、年度内に開催された大会とする。

3 優秀選手賞及び優秀団体賞の推薦にあたっては、大会要項、賞状の写し及び選手名簿を添付するものとする。

(被表彰者の選考)

第5条 被表彰者の選考は、運営委員会において行うものとする。

(表彰の時期及び方法)

第6条 表彰は、毎年の総会において行うものとする。

2 被表彰者には、賞状を授与する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、運営委員会で定める。

(附則)

この規程は2010年3月15日から施行する。